

# 高 齡 者 住 宅

ジョイハウスたまがわ

## 入 居 者 募 集 案 内

稲 城 市 福 祉 部

高 齡 福 祉 課

(令和8年5月)

## 高齢者住宅「ジョイハウスたまがわ」の入居者募集案内

高齢者住宅「ジョイハウスたまがわ」は、高齢者の方が安心して生活を送れるよう、段差の解消や手すりの設置など安全性等に配慮した集合住宅であり、住宅に困窮している高齢者に居室を提供するものです。なお、この住宅は民間建主の協力を得て、市が借り上げているものです。今回、単身用に空室が生じたので、入居者を下記のとおり募集します。

### 記

- 1 概要 市借上民間集合住宅(アパート)  
鉄筋コンクリート造 2階建(エレベーター・駐車場 無し)
- 2 所在地 稲城市押立 410-3  
(JR 南武線稲城長沼駅より徒歩約 10 分、  
i バス(市内循環バス)「押立郵便局」バス停、徒歩約 5 分)
- 3 募集戸数 単身用 (1DK 29.1 m<sup>2</sup>) 1戸(105 号室)  
世帯用 (2DK 41.0 m<sup>2</sup>) 1戸(103 号室)
- 4 申込開始日 令和8年5月18日(月)
- 5 申込期限 毎月 15 日(入居者決定次第終了。郵送の場合は、申込期限最終日(毎月 15 日)消印有効)
- 6 入居時期 申込月から約 2 か月後  
(公開抽選が行われる場合、入居時期が遅くなる場合があります。入居決定者には、入居可能日を通知します。)
- 7 入居申込から入居までの流れ
  - (1) 申込
  - (2) 入居資格審査  
実情を調査の上、劣悪な居住環境や立ち退き要求を受け、立ち退き先がない等、住宅の困窮度の高い方から入居者を決定します。

- (3) 公開抽選開催通知  
住宅困窮順位が定め難い場合は、公開抽選により入居者を決定します。
- (4) 公開抽選  
入居決定者のほかに、入居順位を定めて入居補欠者を決定し、入居決定者が入居しないときに補欠入居者の順位に従って入居していただきます。
- (5) 抽選結果郵送
- (6) 入居手続き  
入居決定者には 10 日以内に入居手続きをしていただきます。  
手続き後、通知された入居可能日から 14 日以内に入居ください。
- (7) 必要書類提出
- (8) 鍵引渡
- (9) 入居

## 8 申込資格（以下の全てを満たす方）

- (1) 申込時点で満 65 歳以上で現に同居する親族がいない単身者、または満 65 歳以上を含む満 60 歳以上の二人暮らしの世帯の高齢者。
- (2) 市内に引き続き 2 年以上居住していること。
- (3) 持ち家や公営住宅に居住していないこと。
- (4) 住宅に困っていること。（現在居住している民間住宅が環境劣悪な状態にある、取り壊しにより立ち退き要求を受けている等）
- (5) 前年（令和7年）中の収入が、2,568,000 円以下の世帯。
- (6) 自立して生活できること。

## 9 申込方法

募集期間内に「高齢者住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、市役所高齢福祉課（本庁舎 2 階）窓口に直接ご本人が持参してお申込いただくか、高齢福祉課までご郵送ください。

申込書の記入に際しては、記入漏れのないようご注意ください。（特に緊急時の連絡先、同意書欄の記入漏れ、誤りがないかご確認ください。）

## 10 入居にあたっての注意事項

- (1) 住宅利用料は、入居者の収入による基準額と住宅の立地条件、規模及び経過年数などに応じて毎年度、前々年の収入を申告していただき、算出します。令和8年度の利用料は次表のとおりです。

利用料(令和8年度)

### ① 単身用

入居者の収入(一月あたり)	月額利用料
104,000 円以下の場合	13,500 円
104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	15,600 円
123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	17,900 円
139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	20,200 円
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	23,100 円
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	26,600 円

### ② 世帯用

入居者の収入(一月あたり)	月額利用料
104,000 円以下の場合	19,100 円
104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	22,100 円
123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	25,200 円
139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	28,500 円
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	32,500 円
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	37,500 円

※表中の入居者の収入は、世帯の年間の合計所得金額から、控除額がある場合はその額を控除し、12(ヵ月)で除した額に相当します。

- (2) 利用料は、原則、指定金融機関の口座振替により納入いただきます。
- (3) 入居後、住所をすみやかに変更してください。
- (4) 居住する部分の電気、ガス及び上下水道の開始手続きは入居者に行っていただきます。
- (5) 入居される前にクリーニングを行っておりますが、一部経年等による劣化がございます。あらかじめご了承ください。

## 10 入居後の注意事項

- (1) 不正行為によって入居したことが判明したときは、利用決定を取り消す場合がございます。
- (2) 家賃を3か月以上滞納したときは、退去していただく場合がございます。
- (3) 他人の迷惑となる行為及び犬、猫等の動物を飼育すること等は禁止しております。

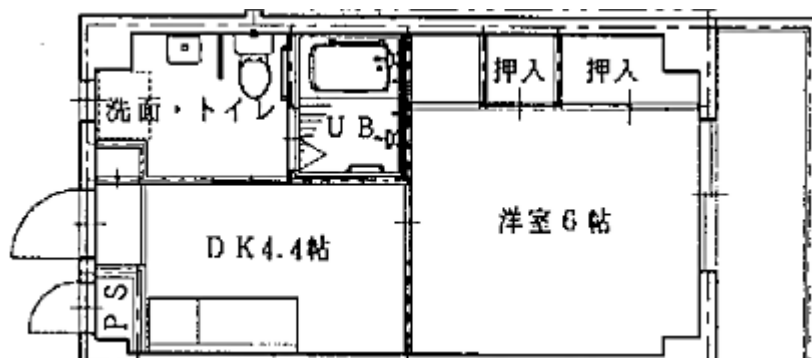
## 11 案内図・間取り図

### (1) 案内図

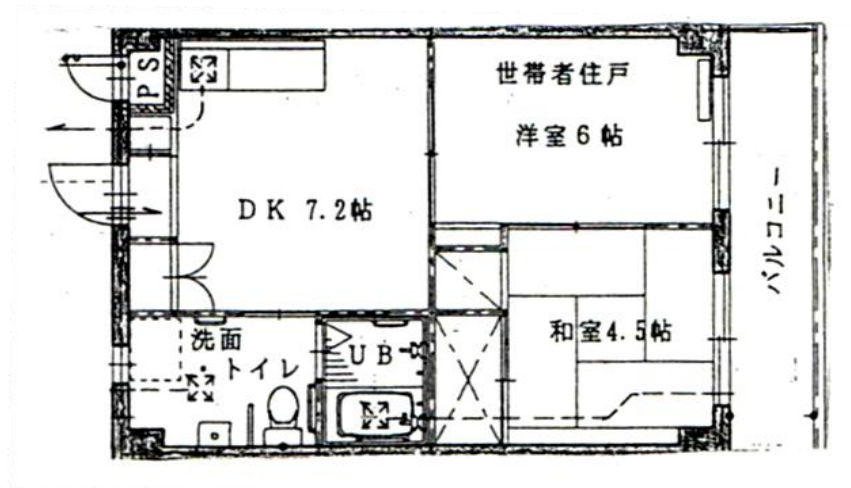


(2) 間取り図

① 単身用 29.1 m<sup>2</sup>



② 世帯用 41.0 m<sup>2</sup>



※ その他ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

《申請窓口・問い合わせ》  
稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係  
〒206-8601 稲城市東長沼 2111  
電話 378-2111 (内線 222・223)